

十津川村 ごみ分別表

平成30年4月1日改訂

燃えるごみ	空き缶	空きびん	ペットボトル	ダンボール 新聞紙	その他 燃えないごみ	収集できないもの
<ul style="list-style-type: none"> ●古着など布製品  ●革製品(ベルトなどの金具は取り外してください。)  ●生ごみ(十分水を切ってください。)  ●雑誌、紙くず、紙おむつ、紙製品  ●発泡スチロール ●プラスチック製品(金属を含まないもの) ●シャンプー、食器用洗剤などの容器  ●木製品(50cm以内に細かくしてください。できるだけ金具は取り外してください。)  	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料、缶詰の缶(必ず水洗いをしてから出してください。)  ●スプレー缶(必ず使い切って、火の気のない屋外で穴を開けてから出してください。プラスチックのキャップとノズルは燃えるごみです。)  <p>火の気のない屋外で穴をあける</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料や食料が入っていたびん類  ●一升びんやビールびんは、なるべく酒屋さんに返却してください。 ●キャップを外し、中身をよく洗ってから出してください。 ●キャップ プラスチック製:燃えるごみ 金属製:その他燃えないごみ 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料、しょうゆやダシなどの調味料が入っていたペットボトル  ●油の入っていたものなど、上記以外は燃えるごみです ●キャップとラベルを外し、水洗いをしてから出してください。 ●キャップとラベルは燃えるごみです。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ダンボールは折りたたみ、束ねてひもで縛って出してください。(ごみ袋やごみ処理券の必要はありません。) ●新聞紙は束ねて指定ごみ袋に入れて出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●調理器具  ●陶磁器、ガラス製品、植木鉢  ●傘 ●乾電池 ●一斗缶 ●電球・蛍光灯 ●電気コード ●家電リサイクル対象品以外の家電製品(電池の入っているものは取り外してください。) ●ストーブ(電池の入っているものは取り外してください。灯油など燃料は抜き取ってください。) ●机、椅子、大型家具 ●自転車、一輪車 ●農具、工具  ●大型プラスチック製品 ●その他金属製品(左記以外の燃えないごみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物  ●建築廃材 ●土砂 ●塗料 ●ガスボンベ、火薬類、 ●灯油、ガソリン、オイル ●農薬類 ●自動車バッテリー ●単車、タイヤ、業務用冷蔵庫は販売店にお問い合わせください。 ●パソコンはパソコンリサイクル法により、メーカーにお問い合わせください。 ●家電リサイクル対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)は家電リサイクル法により販売店に引き渡してください。

★ごみは上記の方法で、決められた日に出してください。

十津川村衛生センター
☎ 63-0391